

北海道教育委員会 公報

令和4年(2022年)
10月19日(水曜日)

第6286号

目次

告示

- 博物館に相当する施設の指定について..... 1
- 教育職員免許状の失効について..... 1

告 示

北海道教育委員会告示第51号

博物館法(昭和26年法律第285号)第29条の規定に基づき、次のとおり博物館に相当する施設として指定した。

令和4年10月19日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者
えりも町
- 2 名称
えりも町郷土資料館・水産の館
- 3 所在地
幌泉郡えりも町字新浜207番地の1
- 4 指定年月日
令和4年10月7日

北海道教育委員会告示第52号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和4年10月19日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	片桐朱璃	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
高等学校教諭1種免許状 (農業)	平20高一種第0440号	平成21年3月31日	北海道教育委員会
高等学校教諭専修免許状 (農業)	平22高専修第139号	平成23年3月31日	
失効年月日	令和4年10月13日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号才)該当		

